**平成２２年（フ）第５７３号**
福岡市南区老司５―７―12
債務者　柳　眞知子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第９５１号**
福岡市博多区博多駅南４丁目17番８号
債務者　笠原日出夫
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第９５８号**
福岡市博多区千代２丁目４番23―203号
債務者　菊池　一郎
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１２０９号**
福岡市博多区冷泉町１番３―212号
債務者　西村　秀夫
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１２１０号**
福岡市博多区冷泉町１番３―212号
債務者　西村　啓子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１２７０号**
福岡県宗像市須恵４丁目６番７号
債務者　亀本恵美子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１３８０号**
福岡県宗像市日の里５丁目３番地１　42棟105号
債務者　石田　誠一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１３８８号**
福岡県朝倉市甘木248番地１エクセレントカーサ本町105号
債務者　笹林　伸子（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１５３１号**
福岡県糟屋郡志免町別府西３丁目４番１―417号
債務者　稲冨　治美
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１５５５号**
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目56番地アーバンハイツ渡辺103号
債務者　今川　好實
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１５５６号**
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目56番地アーバンハイツ渡辺103号
債務者　今川　容子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１５５９号**
福岡県大野城市つつじケ丘６丁目18番12号
債務者　三原　秀樹
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１５６３号**
福岡市城南区友泉亭13番７―304号
債務者　薬師丸　修
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１５６４号**
福岡県大野城市月の浦３丁目18番27号
債務者　嘉村　るみ（旧姓梅津）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１５７５号**
福岡県太宰府市通古賀３丁目１番14―406号
債務者　安武　豊明
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１５７６号**
福岡県太宰府市通古賀３丁目１番14―406号
債務者　安武　定子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１５８３号**
福岡市南区大楠３丁目27番１―301号
債務者　クリエイティブワークスアイルこと
棚町　徳光
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部